

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

山形村は、長野県で一番小さな村である。しかし、松本市や塩尻市に隣接しており、ベットタウンとして住宅需要が高まっている影響で、他の自治体が人口減少していく中で山形村は年々人口が増加し続けてきた。

また、松本 I C から 10 km、塩尻北 I C から 11 km の場所に位置し、松本臨空工業団地に隣接し、周辺には松本空港が整備されている事から、交通インフラ及び物流に恵まれており、創業に適した場所に位置している。

平成 26 年の商業統計によると事業所数（卸売業・小売業）は 72 事業所、従業員数は 915 人、年間商品販売額は約 189 億円となっている。

同じく平成 26 年の工業統計調査によると、製造業（従業員 4 人以上）の事業所数は 12 事業所、従業員数は 267 人、製造品出荷額等は約 59 億円となっている。

平成 28 年度の村内中小企業者の商工会加入率は、山形村は長野県でトップである。村としては、今後さらに中小企業者の活動を後押しし、労働生産性の向上を図るため、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定したうえで、商工会及び金融機関等の連携支援機関と連携のもと、先端設備等の導入を促進していく必要がある。

(2) 目標

平成 29 年度の山形村の金融斡旋状況は、県及び村制度資金が 8 件、商工貯蓄共済融資が 1 件、日本政策金融公庫の融資が 7 件で、合計 16 件であった。

本計画の認定後、村では計画期間内の融資斡旋件数が、平成 29 年度の実績の 1.5 倍である 24 件、内先端設備等導入計画の認定数は半分の 12 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

現在、山形村の産業は農業、商工業、林業と幅広い分野で行なわれていることから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

現在、山形村の基盤産業は農業である。本計画は認定後、先端設備等導入により村内中小企業者の労働生産性の向上に資すること、いずれ商工業を村の基盤産業へと発展させることを目指すため、本計画の対象区域は山形村の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

山形村の商工業においては、製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業と幅広い分野で展開されており、いずれも村の商工業の基盤を担う産業であることから、本計画の対象業種及び対象事業は、全業種、全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項として、中小企業者が先端設備等導入を行う際には、労働生産性の純粋なる向上に資するため、人件費の削減によって労働生産性の基準年度比の向上を図ろうとするものについては、認定について配慮する。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う中小企業者に対しては、先端設備等導入計画の認定について配慮する。認定経営革新等支援機関にもこの方針を徹底する。

法人及び個人（個人事業主の場合に限る）に村税等の滞納が見られる場合においては、先端設備等導入計画の認定について配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。